

東峰村大行司駅車いす用階段昇降機設計施工業務 公募型プロポーザル実施要領

本公募型プロポーザル実施要領は、東峰村大行司駅車いす用階段昇降機設計施工業務のプロポーザルに参加しようとする事業者（以下「提案者」という。）が留意すべき事項について定めたもので、提案者は、以下の事項を熟知した上で、公募に参加するものとする。

1 業務名

東峰村大行司駅車いす用階段昇降機設計施工業務

2 業務内容

別紙「東峰村大行司駅車いす用階段昇降機設計施工業務仕様書」のとおり

3 業務期間

契約締結の日から令和8年3月20日まで

4 委託者

福岡県東峰村

5 予算規模

40,150,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

6 参加資格要件

以下の要件を全て満たしていることを条件とする。

- (1) 福岡県内に事業所を有する事業者であること。
- (2) 過去10年の間に、車いす用階段昇降機の業務経歴があり、当該委託業務の円滑な遂行が可能な事業者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- (4) 東峰村入札参加資格を有すること。なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、企画提案書の提出時までに資格者の登録を終えていることを条件とする。
- (5) 東峰村の規定による指名停止期間中の者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者ではないこと。
- (7) 東峰村暴力団排除条例（平成22年東峰村条例第16号）に定める暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

7 スケジュール

- | | |
|--------------------|----------------------------|
| (1) 公募開始 (HP 公表) | 令和 7 年 8 月 1 9 日 (火) |
| (2) 公募説明会 | 実施しない |
| (3) 公募に関する質問受付期限 | 令和 7 年 9 月 4 日 (木) 1 7 時 |
| (4) 公募に関する質問への回答 | 令和 7 年 9 月 8 日 (月) 予定 |
| (5) 企画提案書の提出期限 | 令和 7 年 9 月 1 1 日 (木) 1 7 時 |
| (6) プレゼンテーション及び審査会 | 令和 7 年 9 月 1 7 日 (水) 予定 |
| (7) 委託契約候補者の決定通知 | 令和 7 年 9 月中旬予定 |
| (8) 委託契約締結 | 令和 7 年 9 月中旬予定 |

8 公募参加手続について

(1) 公募に関する質問受付及び回答

- ・ 仕様書及び本公募要領に関する質問がある場合は、別紙「質問票」(様式第 1 号)に必要事項を記入の上、下記により提出すること。

①受付期間 令和 7 年 9 月 4 日 (木) 1 7 時まで ※必着

②提出方法 電子メール

③提 出 先 東峰村ふるさと推進課 地域振興係

E-mail : furusui@vill.toho.fukuoka.jp

- ・ 質問に対する回答は、令和 7 年 9 月 8 日 (月) を目途に東峰村公式ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の提案内容に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては、回答しないこともある。

(2) 企画提案書の提出

① 提出書類及び提出部数

提出書類	部数
ア) 企画提案応募書 (様式第 2 号)	1 部
イ) 提案者概要 (様式第 3 号) 及び 提案者の組織体制、事業内容が分かるもの (任意様式、事業者パンフレット可)	8 部
ウ) 企画提案書 (任意様式) … A 4 版横置き、片面印刷。 作成に当たっては、別紙「企画提案書作成要領」を参照のこと。	8 部

- ② 提出期限 令和7年9月11日（木）17時 ※必着
- ③ 提出方法 持参または郵送 ※併せてメールにて提出すること。
- ④ 提出先 東峰村ふるさと推進課 地域振興係
〒838-1792
福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山6425
東峰村役場宝珠山庁舎2階
- ⑤ その他
 - ・提出書類は、委託契約候補者の選定にのみ使用する。
 - ・提出書類の作成に要した費用、その他参加に要した費用については、提案者の負担とする。
 - ・本公募要領に示した公募参加資格がない者、提出書類に虚偽の記載をした者の提案書は無効とする。
 - ・提出書類は、採用の有無に関わらず返却しないものとする。

9 委託契約候補者の選定について

(1) プレゼンテーション審査

プレゼンテーション審査を行い、評価点の高い提案者を委託契約候補者に選定する。

- ① 実施日 令和7年9月17日（水）予定
- ② 実施方法 東峰村役場内会議室で各提案事業者によるプレゼンテーション（質疑応答を含む20分程度）を予定

※当日の時間等詳細は、別途通知する。

(2) 委託契約候補者の決定

最終審査の結果は、令和7年9月中旬を目途に文書にて通知する。

10 審査基準

・審査は、プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）委員が下表に示す評価対象項目により採点し、全委員の点数を合算した合計点数が最も高い提案者を委託契約候補とする。合計点数が同点となった場合は、審査委員会の協議により選定する。

・なお、満点の6割を最低基準点とし、全委員の点数を合算した合計点数がこれに満たない場合は、選定しない。また、提案者が1事業者の場合、全委員の点数を合算した合計点数が最低基準点を満たすときは委託契約候補者として選定する。

評価対象項目		配点
1	提案者概要・業務実績 ・業務を円滑に遂行する能力を有しているか。（本委託業務のノウハウや類似事業の実績があるか等）	15点

2 業務体制・スケジュール ・業務を遂行するための適切な運営体制、人員配置となっているか。 ・業務を確実に遂行し得るスケジュールになっているか。		20 点
3 業務実施の内容 (業務全般の提案)	(目的・理解度) ・業務の背景、目的を踏まえた適切な企画提案となっているか。	15 点
	(機能性に対する内容) ・車いす利用者が利用しやすい計画となっているか。	15 点
	(維持管理に対する内容) ・しゅん工後の維持管理がしやすい計画となっているか。(耐久性、メンテナンス性及びランニングコスト)	15 点
	(安全性に対する内容) ・利用者の安全対策及び事故予防に配慮した提案がなされているか。	10 点
4 見積価格の合理性 ・経費が合理的に積算され、かつ適切な内容であるか。		10 点
合 計		100 点

1 1 契約について

- (1) 契約に当たっては、委託契約先候補者と具体的な委託業務内容等について協議を行い、合意に達した場合に限り、委託契約を締結するものとする。
- (2) 委託業務内容は、委託契約先候補者が提出した企画提案書を基本とするが、契約協議の過程で、内容の一部変更を求めることがある。
- (3) 契約締結に係る諸費用（印紙代等）は、受託者の負担とする。
- (4) 契約に当たっては、東峰村財務規則第 1 1 3 条の規定により、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上の金額を契約保証金として、東峰村に納付するものとする。この契約保証金は、契約が支障なく履行されたときは、契約期間終了時に全額返還する。なお、次の場合には、契約保証金が減免される。
 - ① 東峰村を被保険者とする履行保証契約を保険会社と締結した場合。
 - ② 過去 2 年の間に東峰村もしくは本村以外の国（予算決算及び会計令第 9 9 条第 9 号に掲げる公社、公庫、公団等を含む。）、又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

1 2 問合せ先

東峰村ふるさと推進課 地域振興係 担当：和田、城

〒838-1792

福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山6425

TEL：0946-72-2312

FAX：0946-28-7723

E-mail：furusui@vill.toho.fukuoka.jp